

健生発 1008 第 1 号
令和 7 年 10 月 8 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
一部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の運用に関しては、平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

今般、ガイドラインの一部を別紙 新旧対照表のとおり改正し、制定の日から適用することとしましたので、貴管内市町村、関係医療機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、別添として、改正後のガイドライン全文も併せて送付いたしますので、御活用願います。